診療科科長及び中央診療施設等部長等一覧

・保険医療機関名　徳島大学病院

・管理者の氏名　病院長　西良浩一

〒７７０－８５０３　徳島市蔵本町２丁目５０番地の１

電話番号　０８８－６３１－３１１１（代表）

令和８年７月１日

診療科科長	
診療科名	科長
循環器内科	佐田政隆
呼吸器・膠原病内科	西岡安彦
消化器内科	宮本弘志
腎臓内科	脇野修
内分泌・代謝内科	遠藤逸朗
血液内科	松岡賢市
脳神経内科	和泉唯信
心臓血管外科	秦広樹
食道・乳腺甲状腺外科	後藤正和
呼吸器外科	滝沢宏光
泌尿器科	古川順也
消化器・移植外科	曽山明彦
小児外科・小児内視鏡外科	石橋広樹
眼科	三田村佳典
耳鼻咽喉科・頭頸部外科	北村嘉章
整形外科	西良浩一
皮膚科	久保宜明
形成外科・美容外科	橋本一郎
脳神経外科	髙木康志
麻酔科	田中克哉
精神科神経科	沼田周助
心身症科	沼田周助
小児科	漆原真樹
産科婦人科	岩佐武
放射線診断科	原田雅史
放射線治療科	生島仁史
救急集中治療科	大藤純
病理診断科	上原久典
むし歯科	保坂啓一
歯周病科	湯本浩通
そしゃく科	渡邉恵
かみあわせ補綴科	松香芳三
歯科放射線科	前田直樹
矯正歯科	田中栄二
小児歯科	岩﨑智憲
口腔内科	津島文彦
口腔外科	栗尾奈愛
歯科麻酔科	川人伸次
看護部長	上田美香
事務部長	浦田明宏

中央診療施設等部長等	
中央診療施設等名	部長等
検査部	松岡賢市
手術部	滝沢宏光
放射線部	原田雅史
救急集中治療部	大藤純
リハビリテーション部	松浦哲也
視能訓練部	三田村佳典
輸血・細胞治療部	三木浩和
病理部	上原久典
安全管理部	池本哲也
感染制御部	松岡賢市
総合歯科診療部	北村直也
高次歯科診療部	湯本浩通
周産母子センター	加地剛
病院情報センター	若田好史
総合臨床研究センター	石澤啓介
総合診療部	八木秀介
患者支援センター	原田雅史
移植・免疫細胞療法センター	松岡賢市
内視鏡センター	滝沢宏光
超音波センター	山田博胤
高次脳センター	和泉唯信
卒後臨床研修センター	大藤純
医療支援センター	滝沢宏光
脳卒中センター	髙木康志
高度画像診断センター	原田雅史
口腔管理センター	青田桂子
がん診療連携センター	荻野広和
物流センター	髙木康志
ＭＥ管理センター	大藤純
アンチエイジング医療センター	遠藤逸朗
パーキンソン病・ジストニア治療研究センター	和泉唯信
高次脳機能障害支援センター	髙木康志
キャリア形成支援センター	脇野修
糖尿病対策センター	遠藤逸朗
徳島県地域医療支援センター	西良浩一
口腔インプラントセンター	友竹偉則
クリニカルアナトミー教育・研究センター	古川順也
てんかんセンター	髙木康志
国際医療センター	髙木康志
クリニカルパスセンター	岩佐武
総合スポーツ医学センター	松浦哲也
口唇口蓋裂センター	橋本一郎
周術期管理センター	田中克哉
看護師特定行為研修センター	田中克哉
総合アレルギーセンター	北村嘉章
再生医療細胞調整センター	曽山明彦
総合腎臓病センター	脇野修
下肢救済・創傷治療センター	橋本一郎
脳卒中・心臓病等総合支援センター	佐田政隆
痛みセンター	川人伸次
ゲノム医療センター	森野豊之
技工室	永尾寛
歯科衛生室	片岡宏介
子と親のこころ診療室・学習障害センター	漆原真樹
褥瘡対策室	橋本一郎
人工透析室	脇野修
排尿ケア管理室	古川順也
ＥＲ・災害医療診療部	板垣大雅
地域外科診療部	徳永卓也
地域脳神経外科診療部	島田健司
麻酔科診療部	酒井陽子
地域小児科診療部	早渕康信
高度先進整形外科診療部	酒井紀典
地域医療・教育・研究センター	西良浩一

【厚生労働大臣が定める掲示事項】

１．入院基本料について

本院は、次のような厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関です。

一般病棟

（日勤・夜勤）入院患者７人に対して１人以上の看護職員と入院患者５０人に対して１人以上の看護補助者。ただし、看護職員が規定する数に相当する数以上のため夜勤を行うものは３人以上である。

精神病棟

（日勤・夜勤）入院患者１０人に対して１人以上の看護職員と入院患者５０人に対して１人以上の看護補助者。ただし、看護職員が規定する数に相当する数以上のため夜勤を行うものは２人以上である。

※各病棟毎の入院患者さんに対する看護要員数は各病棟フロアごとに掲示してあります。

本院においては、患者さんの負担による付添看護を行っていません。

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

本院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、７日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化及び継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準を満たしております。

２．入院医療の包括評価（ＤＰＣ対象病院）について

本院は、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院及び調整係数（平成２２年厚生労働省告示第９８号）別表に掲げる病院です。

	令和８年７月１日
基礎係数（大学病院本院群）	１．１２４５
激変緩和係数	０．０００００
救急補正係数	０．００５５
機能評価係数Ⅰ	０．５３１６
（内訳）特定機能病院入院基本料（７：１）	０．２９２５
診療録管理体制加算１	０．００２７
医療安全対策加算１	０．００５１
検体検査管理加算Ⅳ	０．０１４５
国際標準検査管理加算	０．００１１
感染対策向上加算１	０．０２２７
感染対策向上加算（注２　指導強化加算）	０．００１０
感染対策向上加算（注３　微生物学的検査体制加算）	０．００１０
データ提出加算２　イ　２００床以上の病院	０．００４９
２５対１急性期看護補助体制加算	０．０５７６
急性期看護補助体制加算（注２のハ夜間１００対１急性期看護補助体制加算）	０．０２５２
急性期看護補助体制加算（注３夜間看護体制加算）	０．０１７０
病棟薬剤業務実施加算	０．００７３
医師事務作業補助体制加算１（２５対１）	０．０２１２
看護職員夜間配置加算（１のイ　看護職員夜間１２対１配置加算１）	０．０２６４
地域医療体制確保加算２	０．０２３０
電子的診療情報連携体制整備加算１	０．００４４
医療安全対策地域連携加算１	０．００１６
地域支援・医療品供給対応体制加算１	０．００２４
機能評価係数Ⅱ	０．０９２０
（内訳）効率性係数	０．０１３９１
複雑性係数	０．０１９８５
カバー率係数	０．０１８６６
地域医療係数	０．０３９５８
医療機関別係数（合計）	１．７５３６

入院診療費の計算方法（包括評価）について

平成１５年７月１日から入院診療費の計算方法が、診療行為ごとに料金を計算する「出来高」方式から病状や診療内容に応じて、あらかじめ定められた１日当たりの料金を基に計算する「包括評価」方式に変わりました。

これは、入院中の患者さんの病状や診療内容に応じた良質な医療を効率的に提供するために、厚生労働省が導入する「急性期入院医療に係る診断群分類別包括評価（ＤＰＣ制度）」の対象病院に本院が指定されているためです。

○包括評価による計算方法の対象となる傷病名は、厚生労働省があらかじめ調査して包括評価の対象と決定したものだけです。傷病名が包括評価対象でない場合は、今までの出来高の計算方法となります。どちらの計算方法になるかは主治医が判断し、患者さんにご説明いたします。

○入院診療費の支払い方法は、月毎にお支払いしていただくことに変わりありませんが、ふた月以上にまたがる入院の場合に、入院後の経過や手術などの治療内容によっては、前月分の入院診療費が変動することがあり、変動が生じた場合は退院時に差額の調整を行うことになります。

○包括評価による計算方法に変わっても、今までどおり高額療養制度の対象となります。詳しくは患者さんの加入している保険者にご相談ください。

※ご質問、疑問点等ございましたら、主治医又は入退院サポート（制度に関すること）、診療報酬請求係（会計に関すること）へご相談ください。

３．四国厚生支局長への届出事項に関する事項

●入院時食事療養（Ⅰ）

本院は、特別管理給食について入院時食事療養の（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された給食を適時（夕食については午後６時以降）、適温で提供します。
また、食事を選択できる選択メニューを実施していますが、１食につき１８０円が患者さんの自己負担となります。

●保険外併用療養費

同じ症状による通算の入院期間が１８０日を超えた日より、入院１日につき３，５４２円が患者さんの自己負担となります。
ただし、厚生労働大臣が定める場合等を除きます。

●基本診療料の施設基準について

別掲の「施設基準の届出内容」を参照

４．「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

本院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、平成２６年２月２４日より領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成３０年４月１日より、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。